

2. 製造物責任法(PL法)による訴訟

国民生活センターでは製品関連事故対応の一環として製造物責任法(PL法)に基づく訴訟を追跡調査し、概要等をまとめて適宜情報提供している。2010年6月末現在129件の事案を収集・分析している。当センターが把握する範囲での訴訟件数は1年当たり10件未満である(以下表1参照)。

審級別判決などの状況では、第一審で原告勝訴が36件(うち26件が控訴)、和解は37件である。控訴審では、控訴された48件中、原告勝訴14件(うち7件が上告受理申立て)、

和解は15件である。なお、最高裁に上告受理を申し立てた9件のうち8件は不受理となっており、残りは審理中で、受理されたものは今のところない。

2009年度中に提訴などの動きを把握した事案は7件である。内訳は提訴が2件、判決が3件、和解が2件である。

消費生活年報2009に掲載以降、新たに提訴が判明した訴訟(表2)、および既に掲載済みの訴訟の動き(表3)は以下のとおりである。

【表1. PL法に基づく訴訟(129件)の審級別判決などの状況】(2010年6月末現在)

一審	件数	控訴審	件数	上告審	件数
原告勝訴	36 (10)	(一審での)原告勝訴	14 (7)	不受理決定	8
原告敗訴	37 (15)	(一審での)原告敗訴	15 (13)	審理中	1
和解	37	和解	15	合計	9
係属中	18	控訴後取下	1		
訴訟取下	1	係属中	3		
合計	129 (25)	合計	48 (20)		
うち控訴の件数	48	うち上告受理申立の件数	9		

(注)

- ・「勝訴」とは、「原告の請求が一部でも認められた事案(判決では一部認容であるが、裁判所がPL法に基づく請求については棄却、もしくは判断をしていない事案も含む)」とした。
- ・「敗訴」とは、「原告の請求が認められず、棄却された事案」とした。
- ・「和解」とは、「裁判上、もしくは裁判外で当事者間において和解で終了したことを国民生活センターが把握した事案」とした。
- ・()内は、「その審級において結審した事案」である。

【表2. 新たに判明したPL法による訴訟一覧】(2010年6月末現在)

事件名など	事件概要 (原告主張)
ガスファンヒーター出火事件 (提訴日:平成10年11月27日 大阪高裁平成13年11月30日判決 控訴棄却(確定)(原審:大阪地裁平成13年4月25日判決 請求棄却))	使用中のガスファンヒーターからの出火により家屋が全焼し、重度のやけどを負った。
児童収納箱窒息死事件(提訴日:平成14年10月11日 最高裁平成18年7月21日上告棄却、上告不受理(控訴審:大阪高裁平成18年2月16日判決 控訴棄却(原審:和歌山地裁平成17年3月2日判決 請求棄却))	自宅で友人とかくれんぼ遊びをしていた当時7歳の女の子が収納箱に入ったところ留金がかかって出られなくなり窒息死した。
中国製ダイエット健康食品肝機能等障害事件(提訴日:平成15年2月21日 大阪地裁平成17年12月7日和解)	健康食品を継続摂取したところ黄疸、脱水状態、肝臓機能の著しい低下等の重篤な症状が発生し、生死の境を彷徨った。
肺がん治療薬副作用事件⑥(提訴日:平成18年2月3日 東京地裁)	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
外国製高級車自動変速機構等誤作動死亡事件(提訴日:平成18年8月24日 東京地裁平成21年10月21日判決 請求棄却(平成21年11月2日東京高裁へ控訴))	納車後、初めてのドライブ時に坂道で自動車(AT車)のセレクターレバーをパーキングに入れ、駐車ブレーキを踏んで降車したところ一定時間停止維持した後に車両が後退し、これを追いかけた男性が車両と道路脇のガードパイプの間に上半身を挟まれ胸部挫傷により死亡した。
肺がん治療薬副作用事件⑦(提訴日:平成20年9月3日 東京地裁)	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
介護ベッド胸背部圧迫死亡事件(提訴日:平成21年11月6日名古屋地裁)	関節リウマチ等の治療のため入院していた被害者(死亡時64歳)が介護ベッドから滑り落ちたような格好で、ベッドのマットレスと転落防止柵(サイドレール)との間に胸部を挟まれ、胸背部圧迫により死亡した。
空気清浄機発火事件(提訴日:平成22年1月27日東京地裁)	空気清浄機を運転中、発煙・出火して建物の一部が焼損するなどの被害を被った。
輸入スポーツ自転車部品脱落頸部受傷事件(平成22年4月5日東京地裁)	会社経営者が自転車で出勤中に突然前輪フロントフォークのサスペンション部分が分離して車輪ごと脱落したため、顔面から路面に転倒し、頸髄損傷の傷害を被り、重度四肢麻痺の後遺症が残存した。
IH調理器具高周波電流健康被害事件(平成22年4月26日大阪地裁)	IH調理器具を使用したところ高周波の電流により心房細動等の健康被害を被った。

(注) 肺がん治療薬副作用事件①～⑤は消費生活年報2008に掲載。

【表3. 消費生活年報に掲載済みのPL法による訴訟のその後の動き】(2010年6月末現在)

事件名など	事件概要 (原告主張)
健康食品呼吸器機能障害事件①(提訴日:平成16年7月21日 鹿児島地裁平成21年11月30日和解)	アマメシバを原料とする健康食品を摂取したところ、閉塞性細気管支炎を発症し病院にて治療したが生体肺移植を受けた。
健康食品呼吸器機能障害事件②(提訴日:平成16年8月23日 最高裁平成21年11月13日上告不受理(控訴審:名古屋高裁平成21年2月26日判決 控訴棄却(原審:名古屋地裁平成19年11月30日判決 一部認容))	雑誌において特集、宣伝されたアマメシバを摂取したことにより閉塞性細気管支炎、慢性呼吸不全による呼吸器機能障害として身体障がい者等級による種別3級と認定された。
携帯電話低温やけど事件(提訴日:平成17年6月2日 仙台高裁平成22年4月22日判決 一部認容(平成22年4月26日最高裁へ上告、上告受理申立)(原審:仙台地裁平成19年7月10日判決 請求棄却))	携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて、使用していたところ、大腿部にやけどを負った。
カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件(提訴日:平成18年1月17日 福岡高裁宮崎支部平成21年7月3日和解(原審:鹿児島地裁平成20年5月20日判決 一部認容))	内部に人形等が入っているプラスチック製球状カプセルを2歳10ヶ月の男児が飲み込み、低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残った。
二重サッシ脱落受傷事件(提訴日:平成20年7月31日 大津地裁平成22年2月23日判決 請求棄却(平成22年3月5日大阪高裁へ控訴))	自宅新築時に取り付けた二重サッシの室内側窓を全開にし、かがんで家事をしていた女性が上体を起こした際にサッシに触れたためサッシが窓枠から脱落して受傷した。
電気温水器からのニッケル漏出による湿疹事件(提訴日:平成20年8月22日 京都地裁 訴訟取下げ(取下げ日不明))	電気温水器を経由する温水をコーヒーやお茶として継続して喫食していたところ、身体に湿疹様の炎症、掻痒感が生じ、使用していた電気ポット等が黒ずんだ。水道水における厚生労働省の水質管理目標の33倍にも達するニッケルが温水に含まれていた。

(相談部危害情報室)